	(六)	法第二十四条の規定が適用される建築物	配置図
			法第二十二条第一項の規定による区域の境界線
	(七)～(十)	（略）	
	(十一)	法第三十六条の規定が適用される建築物	（略）
			令第百九条の二の二ただし書の規定が適用される建築物
			令第百十二条第一項から第十二項までの規定が適用される建築物
			防火上有害な変形、亀裂その他の損傷に関する図書
			各階平面図
			令第百九条の二の二ただし書に規定する計算又は実験による検証内容
			（略）
			令第百十二条第十二項に規定する区画に用いる壁の構造
			二面以上の断面図
			令第百十二条第十二項に規定する区画に用いる床の構造
			（略）
			令第百十二条第十三項第一号の規定が適用される建築物
			（略）
			令第百十二条第十三項第二号の規定が適用される建築物
			各階平面図
			令第百十二条第十四項及び第十五項の規定が適用される建築物
			（略）
			令第百十二条第十四項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別

	(六)	法第二十四条の二の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図
			配置図
			延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法
			法第二十二条第一項の規定による区域の境界線
	(七)～(十)	（略）	
	(十一)	法第三十六条の規定が適用される建築物	（略）
			令第百九条の二の二ただし書の規定が適用される建築物
			令第百十二条第一項から第十三項までの規定が適用される建築物
			防火上有害な変形、き裂その他の損傷に関する図書
			各階平面図
			令第百九条の二の二ただし書に規定する計算又は実験による検証内容
			（略）
			令第百十二条第十二項及び第十三項に規定する区画に用いる壁の構造
			二面以上の断面図
			令第百十二条第十二項及び第十三項に規定する区画に用いる床の構造
			（略）
			令第百十二条第十四項第一号の規定が適用される建築物
			（略）
			令第百十二条第十四項第二号の規定が適用される建築物
			各階平面図
			令第百十二条第十五項及び第十六項の規定が適用される建築物
			（略）
			令第百十二条第十五項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別